

豊明市内で分譲・賃貸住宅の建設または販売を予定される事業者様

ごみ集積場所に関して、次の内容をよく読みいただき、必ず順守いただきますようお願いいたします。

豊明市内では、**ごみの戸別収集は行っておりません。**ごみは各町内会が設けたごみ集積場所に出していただくこととなります。

各ごみ集積場所を使用する人数や範囲、掃除など管理方法については、各町内会で定めております。このため、分譲・賃貸住宅を建設または販売される場合は、次のことを必ず行ってください。

☐ ① 使用するごみ集積場所の町内会長との事前調整

※ **必ず事前に行ってください。**調整内容は、既存のごみ集積場所の使用可否や管理方法です。住宅の戸数が多い場合など調整の結果によっては、新しくごみ集積場所を設けていただく可能性もあります。

※ どこの町内会に属するかは、環境課でお伝えできます。町内会長の連絡先等は、共生社会課（本館2階）でご確認ください。

☐ ② ごみ集積場所の新設の申請（新しくごみ集積場所を設ける場合）

※ 区長又は町内会長の署名が必要です。

☐ ③ 住宅購入者に対しての案内

※ 町内会長と調整した内容（ごみ集積場所の場所、管理方法など）を必ずお伝えください。